

駅通情報

第13号

時評

私の良友に伊達東氏がいる。

彼は、知る人ぞ知る、江戸中期から明治初期へかけて
 関東各地で劇場も経営したり、アイヌ人と交易する場所
 請負人として活躍した伊達林右エ門を先祖に持つ方であ
 る。

詳しくは紙数が許さず、紹介することはできないが、
 東氏は、八代目林右エ門(代々林右エ門を襲名)が経営
 していた酒蔵、増毛両場所を結ぶ増毛山道を安政年間
 において三年間にわたって莫大な資金と労力を投入して開
 削したものであるが、今回、この縁りの地を踏査し、そ
 の状況を
 「増毛山道を歩く(矢われた道を求めて)」
 と、題して、論文を発表したものである。

これは、同家伝家の史料に基づいて、その経過をまと
 めたものであるが、私は、豊富な資料に感服するという
 より、東氏が、先祖の成した、今は地元民すらその存在
 をも忘れ去った山道を、十一回にもわたって足で歩いて
 確めたという、われわれ凡人の及ばないことをやっての
 けた事蹟を誇りたいのである。

目次

一時評	1
二 明治初期における駅通諸経費の収支状況	1
三 南樺太の駅通	4
四 史料寄贈お礼	6

○明治初期における 駅通諸経費の収支状況 (三)

第十一、十二号に引き続き、現地の駅通所段階にお
 ける諸経費の収支状況について記述する。それも、全道
 に配置されている個々の駅通所に対する開拓使からの承
 達文書、及び開拓使事務報告第四編に取り上げられてい

る駅道の經費の収支關係を中心を紹介したい。

三 個々の駅通所の収支状況

1 札幌駅通所

札幌駅通所（通称札幌本陣）は、開拓使本庁所在の北海道最大規模の駅通所として明治四年三月に開設された。明治四（一八七一）年といえ、岩村判官が札幌に赴任した年で、札幌の定住人口六二一人（二一一戸）といつた北海道開拓がようやく動き出した年であるが、しかし、同年の月寒・白石等の人口は急増しつつあつた。この時期、札幌の定住人口は極めて少ないといつても、それは表面の状況で、実際には浮遊人口が定住人口を大きく上回るといつた特異現象の見られる状況にあつた。

この時期の駅通關係としては、開設前年、これまで幕府が經營していた「虻田有産牧場」から駅馬を札幌へ移すことを条件（頭数不詳）に開設しようとの計画であつた。

札幌駅通所は、明治四年三月、木村某を取換人として開設したものの、開設後、短期間にたびたび移転し、その都度、駅舎の改装を重ねたうえ、取換人も長続きせず短期間に更迭するなど、經營は至つて不安定であつた。

本庁の地元だけに開拓使役人の目が行き届き過ぎて指導過多に陥つたせいでもあろうか。しかも、駅通所は明治二十二年四月二十五日には廢止になるといつた短命に終

つたものであつた。

なお、拙著「北海道官駅（駅通）制の研究（以下、駅通史の研究という）」「下巻口論に、最初の札幌本陣金費を掲げてある」。

（1）沿革（開拓使事業報告による）

ア明治四年三月、渡島通二官舎一棟ヲ築キ本陣ト稱シ木村某ニ貸与シ駅通及運務ノ事ヲ取扱ハシム

イ七年中同所臨本陣ニ移ス駅通所手當年金貳百五十四定

額人足當年金六百七拾貳圓取換月給金六圓ヲ給ス

ウ九年十月年金六百圓ト改ム爾來臨移轉シ十四年五月南

二条西一丁目ニ転置ス

（2）經費

明治七年九九四円、以下八、九、十年は同額である。

注、右「（1）ア」に逆置とあるのは、江戸時代からの旅行用語で、「ざやくりよ」又は、「げまりよ」と読み、旅客を逆（むか）える所、はたごといふ語意である。

右は、事業報告記載の経過であるが、一応、以後の記載事項との対比上の必要から挙げたものである。

右に挙げたとおり、事業報告の明治七年以降同十年までの四年間は同額の九九四円であるが、以降漸減して明治十五年には一八四円と他の駅通と大差ない支給額に減少している。

このころになると、明治十三年十一月には手宮・札幌間に鉄道が開通しているし、札幌周辺の農家を中心に馬匹も増加し、市中に運送、旅客業者及び宿泊業者も増加したことから、公営の駅運に頼る必要がなくなってきた結果廃止されたものであろう。

(3) 札幌本線の駅舎売りに出る

明治六年に至って、開拓使から次の通達が出ている。

止宿所之義当初石黒林太郎本陣守り相勤候之節辛未十月ヨリ壬申十月迄請負金千九百八拾三円余御下々渡シ相成候趣壬申十一月御任セ相成候以来請負金御慶シニ付月々不足金相償候上時々修理ニテ昨十一月以来壬申七百円余御損金ニ相成苦情不少趣無余義相聞候ニ付格別の御協議ヲ以て千七百円の半數ニテ千參百円無利息十々年賦ヲ以テ御貸シ渡シニ相成り止宿所ニ於テ實數世致サセ申度当中中貸借不相当之高利ニテ不融通宜敷下方盤汰之趣ニ付一ヶ月百円ニ付三円五拾五之利ヲ以テ六ヶ月掛リ實數世致サセ候間八月々四拾五円余利額ニ付止宿所ニ於テモ月々活計之不足ヲ補ヒ兼テ下方應通ニモ相成り申候所存候ニ付此段奉候也

明治六年十一月廿七日

(下々札)

取所並止宿所當分之中迄々年金五百円為手当被下候事

但受取方會計局江打合候事

札幌本陣(止宿所・駅運所)は、明治四年十月、初代木村某に代えて石黒林太郎に請負わせて明治五年十一月までの一年一か月にわたって本陣守を命じてきた。この間の請負金は一九八三円余であるが、今回、この契約を廃棄するに至った。

ところが、この一年一か月に経営上の赤字がかさんだほか、たびたび駅舎を修理するなどで経費が増こうし二七〇〇円余の損金が出たと同人から苦情を申し立ててきた。

その赤字救済のため、格別の論議をもって損金二七〇〇円の半額、一三〇〇円を無利息十か年賦をもって貸付け、止宿所運営を続けさせたい。

現在、札幌における貸借金の利息は高く、一か月一〇〇円に付き三円五〇銭(三分五厘)であるので、この貸付利息をもって六か月営業を営業させると、毎月四五円の利益が出る。この利息をもって止宿所経営の赤字を埋めることが可能と想う。

という上司への伺い案に対し、決議の段階で否決され、これに代って、取所人の手当を一か年五〇〇円に増額するという案で結着した。

また、古文書によると、本駅運所は、開設時、木村某に請負させたが、僅か七か月で石黒林太郎に契約替えに

なつたことが明らかになつた。



カッタの牧舎

カッタは北海道の牧舎

(五十嵐祐二さん提供)

(以下次号)

南樺太の駅通 (二)

「明治初期の駅通」

前号に引続いて「樺太施政沿革」等に現れた明治初期の駅通から入ることにしたい。

さて、右、「樺太施政沿革」を中心に当時の駅通制度を検討してみると。

島内各地の支庁の出発機関にあつた公金・公用状等のほか私状の送達は、明治初期までは場所請負人の経営する運上屋又は番屋に所属する駅通会所によって行われていたが、のちに官営の駅通施設に引継がれて運営されて

きた。

明治三年八月に至つて、駅通会所が行う人馬の搬立てについては、海陸共人馬一人、一里に付き金一朱と定めて、人足には土人(アイヌ人等地元住民)・救済の一助として、努めて地域住民を人足として雇用することとしてゐる。

なお、翌四年には、一人一里百四十八文(新貨に換算して十五銭)と改めた。当時、北海道における搬立料は四銭であつたから、交通事情のよくないことと、アイヌ人等地域住民の救済の意味もあつたとしても余りにも高額であり、ほかに、何らかの事情があつたのであろう。

また、宗谷から樺太側釧路(大泊在)に至る公状の搬送りのうち、海上「白土・宗谷」間の搬立賃は単価一海裡三銭六厘で、この間の距離三十八海裡であるから、区間賃は一円三十八銭であつた。これは、海裡をもつて記載されているので解りづらいがこれを里数に直すと拙著「北海道郵便創業史話(資九三)」によると、「宗谷(釧路)・白土間」三十八里一ト(海上七里四毛)となり、これに陸路「白土・釧路」間二十五里を加えられる。

以上のほか、同沿革誌に示されている駅通会所利用に関する手続上の諸問題を挙げると、公用旅行のさいには、出発の二日前に出発地の駅通会所に先触状、すなわち、旅行案内とでもいうべきものを差出す。これには、途中

の到着・出発月日・宿泊の要否・必要人馬数等を記載して出発地の駅逓会所へ差出すものである。また、出発に当たっては所屬庁の作成した人足賃銭簿に、途中立寄先の駅逓会所に必要な事項の記載と証明印を押してもらって、兼立利用の証とするものである。

三「巡回飛脚規則」の制定

明治五年十二月には、左記「巡回飛脚規則」を制定して、前述のとおり、公用状並びに公金の運送り方法を定めた。これは、公用飛脚専用定期便とでもいうべきものであって、支庁と出先き出張所との間の公用物の運送り方法を定めたものである。

この規則は次のとおりである。

○巡回飛脚規則

一巡回日数三十二日ヲ以限トス若三十二日ヲ過ギ帰着届出ザルトキハ其日数ニ応ジ相当ノ各可申付事

一毎月十日二十日兩度ヲ以飛脚差出候定日ト致候事

一巡回途中若風浪雨雪其外差支ノ義有之無難逗留致候節ハ其最寄出張所へ届出同所ヨリ證書ヲ申請補渡帰着ノ上当局へ可差出事

一足痛或ハ不時発病等ニテ事変歩行難相成節ハ其最寄出張所へ届出早々兼立相頼可申事

一賃銭ノ義ハ夏冬ノ別ナク当分ノ内一度巡回ニ金十三円五十銭ツツ相渡候事

一御用金子並御用状等遺漏損失無之夫々該方可致若間違有之候節ハ嚴重ニ御処置可有之但御用金ハ弁金ノ上相当ノ各申付候事

一行囊ハ五貫目ヲ以一人限トス五貫目以上ハ其可届出所迄土人ノ備料一里四銭ノ割(警ハ楠溪ヨリ東白 迄ノ御用物當高ニテ定目方ヲ越候得ハ東白迄迄土人一人ノ備料被下其餘ハ不被下但私書状並荷物ハ飛脚ノ者へ相対ヲ以賃銭払フヘシ若不相当ノ義有之候得ハ後日適宜之ヲ定ムヘシ)ヲ以賃銭相渡候事

右の件々堅ク可相心得候事

巡回飛脚賃銭定規

- 一楠溪ヨリ東白迄 三十五里
- 一東白ヨリ西富内迄 同
- 一西富内ヨリ楠溪迄 二十八里
- 一楠溪ヨリ鶴城迄 同

此間往復共賃銭被下候事

- 一楠溪ヨリ東白出迄 十二里
- 一東白出ヨリ志安茶迄 十九里
- 一志安茶ヨリ東富内迄 二十三里
- 一東富内ヨリ小実迄 八里
- 一小実ヨリ楠溪迄 九里

合二百二十五里

右一里ニ付定賃銭四銭五割増六銭宛ノ額ヲ以合金十二

内四十四銭二相成較絶四銭又切上ゲ都合金十三四五十
 銭下渡ベシ
 翌六年此差立日、一圓ヲ増加シ且フ郵便物ノ往々延滞
 スルヲ以テ各駅通会所ニテ、今日ノ日付印ノ如ク刷印ヲ
 換サシム
 海上交通一當時ノ交通運輸中、海上ニ於ルモノハ初年ヨ
 リ八年迄悉ク官營ニ係リ、其經費ハ北海道ノ本庁ニ附屬
 スルコトモアリ又函館トモナリシガ、樺太交通前ニ至リ
 暫ク支庁ノ別途支出トナリタル事アリ、其沿革ヲ述レバ
 略ボ如下、

年月	船名	船種	所有者	使 途
三年	アキンド号	原料一日七十船	英 船	煤炭物資ノ由州輸送
同	カンカイ号	同 同二十五船	同	同
同	モリストス号	同 同二十五船	普 國 船	同
同	廣 船 丸	原料 ナシ	長 春 省 船	沿岸運送並ニ函館支庁ノ運ア
同	トイケー号	原料 六千船	本 國 船	物資ヲ東京ヨリ函館ス
同	廣 船 丸	原料 不詳	長 春 省 船	開田長官以下樺太駐在官支配船
同	廣 船 丸	原料 千五百船	英 國 船	小島ヨリ移民運送

以下次号

○ 史料寄贈お礼

開拓記念館文化振興会報
 蝦夷地を見る官報、雜記
 総コンダより
 札 幌 市 比呂志氏
 五十嵐祐二氏
 豊浦教育委員会 小西 重勝氏

発行年月日 平成十一年三月二十五日
 編 者 無 料
 発 行 者 札幌市南区川沿四条五丁目
 三の一
 史学研究会代表 宇 川 隆 雄
 TEL 011-571-3602